

令和5年度 3年生 II類(総合) 授業料等生徒納付金明細表

(単位:円)

納入月	振替日		授業料 (※)	諸 費				合計(※)
	1回目	2回目		生徒会費	PTA会費	校外教育費	同窓会入会金・終身会費	
4月分	4月20日(木)		39,000	700	600	2,680	2,000	44,980
5月分	5月10日(水)	5月22日(月)	39,000	700	600	2,680	2,000	44,980
6月分	6月12日(月)	6月20日(火)	39,000	700	600	2,680	2,000	44,980
7月分	7月10日(月)	7月20日(木)	39,000	700	600	2,680	2,000	44,980
8月分	8月10日(木)	8月21日(月)	39,000	700	600	2,680	2,000	44,980
9月分	9月11日(月)	9月20日(水)	39,000	700	600	2,680	2,000	44,980
10月分	10月10日(火)	10月20日(金)	39,000	700	600	2,680	2,000	44,980
11月分	11月10日(金)	11月20日(月)	39,000	700	600	2,680	2,000	44,980
12月分	12月11日(月)	12月20日(水)	39,000	700	600	2,680	2,000	44,980
1月分	1月10日(水)	1月22日(月)	39,000	700	600	—	2,000	42,300
2・3月分	2月13日(火)		78,000	1,400	1,200	—	2,000	82,600
合計			468,000	8,400	7,200	24,120	22,000	529,720

※授業料の保護者負担額は高等学校就学支援金・授業料軽減補助金・広陵高等学校育英資金支給制度により異なります。

- 振替日に指定の銀行口座から、**授業料に諸費を加えた金額で引落し**をさせていただきます。
- 2・3月分は合算して2月13日(火)**に引落します。
- 4月と2月を除き、月に2回の引落日を設けています。
1回目に引落しできなかった場合、2回目で引落しとなります。2回目も引落しできなかった場合には、月末までに振込(ゆうちょ銀行)または現金持参で納入していただくこととなります。
- 4月～6月の授業料(保護者負担額)については、令和4年11月に送付した令和4年度就学支援金決定通知書の額が適用されます(年度途中で家計急変があった場合を除く)。
11月に送付済の決定通知書と以下の表を照らし合わせ、各自で確認をお願いします。
※お電話でのお問い合わせはなるべく控えてください。
※引落し額は下の表の授業料保護者負担額に諸費を加えます。

3年生 授業料 39,000円/月

【判定の基準】 親権者全員の 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額※1	授業料から 軽減される額	就学支援金 (国の制度)	授業料等軽減 (県の制度)	授業料 保護者負担額(注)
① A区分 0円(非課税)	全額	33,000	6,000	0
② B区分 51,300円未満	全額	33,000	6,000	0
③ C区分 154,500円未満	33,000円	33,000	—	6,000
④ D区分 304,200円未満	9,900円	9,900	—	29,100
⑤ 対象外 304,200円以上	対象外	—	—	39,000

※1 政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる

5. 令和5年7月以降の授業料保護者負担額は、令和5年度の課税額により決定されます。

令和5年度から就学支援金の申請は、文部科学省のオンライン申請システム「e-Shien」で保護者が申請し、広島県が個人番号（マイナンバー）により、所得額を把握し決定しますが、「6月に改めて案内をするため、お電話でのお問い合わせは控えてください。」

6. 校外教育費内訳

	金額	項目	金額
個人写真代	660	実力テスト	<u>12,500</u>
歯鏡	80	日本スポーツ振興センター	1,620
卒業アルバム	8,140	学習記録手帳	860
卒業証明書	200	予備費	60
		合計	24,120

※1 予備費については、各項目で不足が生じた場合に充当させていただきます。

※2 下線部の額は昨年度の所要額を参考とした概算額です。

※3 卒業時に残金が生じた場合は、前年度分までと合わせて、授業料等振替口座へ一括して返金いたします。

7. その他

年度の途中で家計急変（離婚・再婚・倒産・税の更正等）があった場合には、事務室までご連絡ください。

親権者（保護者）の異動や税額の変更は、広島県に報告が必要です。

< 参考 授業料等生徒納付金の未納者に対する学則上の規定 >

第31条 校長は、正当な事由なくして授業料等生徒納付金を納入しない生徒に対して、その未納の期間中出席を停止することができる。